

国民年金保険料の免除・納付猶予制度の 申請受け付けが始まります

●平成23年度（平成23年7月～）基準

	全額免除 【保険料免除】	4分の3免除 【月額3,760円】	半額免除 【月額7,510円】	4分の1免除 【月額11,270円】
単身世帯	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
4人世帯 (夫婦2人等)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)

(表の上段は所得額、下段 () 内は収入額)

経 済的な理由等で国民年金の保険料を納付することが困難な場合には、申請により免除・猶予となる制度があり、平成23年7月から平成24年6月ま

での申請受付を7月から開始します。前年度の所得基準がありますので、詳しい内容については国民年金担当にお気軽にご相談ください。


- ※多段階免除制度は、本人だけでなく、配偶者や世帯主も多段階の免除基準に該当していることが必要です。
- ※2人世帯、4人世帯は夫か妻どちらかのみ所得（収入）がある世帯の場合です。
- ※社会保険料（国民年金・国民健康保険等）について、一定の金額を納付していると仮定して計算しています。社会保険料控除などの控除額は各個人で異なるためこの表はあくまで目安です。
- ※詳しくは日本年金機構または市役所窓口にお問い合わせください。

その他の免除制度について

- **特例免除** お仕事を退職（失業）された方が対象です。申請時には離職票または雇用保険受給者証などをお持ちください。
- **若年者納付猶予制度** 30歳未満の被保険者の方で免除を希望される方が対象です。
- **学生特例免除** 20歳以上の学生の方は在学期間中の保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。希望される学生の方はお早めに手続きをお願いします。

7月は障害基礎年金受給者の現況届提出 が必要です

- **対象者** 障害基礎年金の受給者の中で、20歳前に初診日のある障害により年金を受けている方（年金証書の年金コード上2桁が63の方）例 年金コード「6350」
- 旧国民年金法による障害福祉年金からの移行（裁定替え）により年金を受けている方（年金証書の年金コード上2桁が26の方）
例 年金コード「2650」
- **提出期限** 8月1日（月）
- **提出先** 市民環境課戸籍年金係または各支所市民係
対象となる方には、日本年金機構から7月上旬までに「現況届」が送付されますので、必要事項を記入し必ず期限内に提出してください。
※提出が遅れると障害年金の支給が一時停止になることがあります。

《問い合わせ先》 市民環境課戸籍年金係 ☎22-3135  55-3135

☆ 労働保険・社会保険全般に関する諸手続（含む年金） ☆ 労働問題（雇用/人事）などのコンサルティング関係

（労働・社会保険加入 労働契約 労働条件 就業規則/規程 賃金計算 保険請求 安全衛生 雇用/人事）
熊本県社会保険労務士会会員

軸丸社 労士事務所 ☎869-2611
熊本県阿蘇市一の宮町坂梨610-1

☎0967-22-1201(FAX同) * 料金等詳細についてはお問合せ下さい。

(R57東進、坂梨小学校前の信号左折すぐ)

広告



・・・このアイコンはお知らせ端末の電話番号です。